

令和 6年 6月 5日
事 務 連 絡

中華人民共和国訪日観光客受入
旅行会社連絡協議会 御中

国土交通省物流・自動車局旅客課

貸切バスの運賃・料金制度の周知について(依頼)

平素より、訪日中国人の観光旅行の円滑な実施のためにご尽力いただくとともに、国土交通行政にご理解とご高配いただき厚く御礼申し上げます。

貸切バスの運賃・料金には、観光客の皆様が安心して貸切バスをご利用いただけるよう、安全に関するコストが含まれております。そのため、貸切バスの運行にあたっては、国に届け出た運賃・料金の下限額以下の金額により運行することは法律上禁止されております。

運賃・料金は安全に貸切バスを運行するための根幹となるものであることから、別添のリーフレットをご活用の上、貴会員に対し、貸切バスの運賃・料金制度を積極的に周知いただきますようお願いいたします。

引き続き、旅行業者と貸切バス事業者の適正な取引を推進するため、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【別添資料】

貸切バスをご利用の旅行業者の皆様へ ～貸切バスの運賃・料金制度について～

以上

お問い合わせ先 国土交通省物流・自動車局旅客課 鈴木、本山、須藤 TEL:03-5253-8111 (内線41252)
